

別府市告示第168号

別府市指定管理候補者選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成17年7月13日

別府市長 浜田 博

(設置)

第1条 市長が所管する公の施設について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）の選定を公平かつ適正に行うため、別府市指定管理候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項を審議し、市長に報告するものとする。

- (1) 候補者の選定の基準及び方法に関する事項
- (2) 候補者の選定に関する事項
- (3) その他候補者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、外部の有識者3人以上を含む委員7人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 総務部長
- (2) 企画部長
- (3) 外部の有識者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、正当な理由がなく委員会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定

める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

4 会議は、原則として非公開とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財産活用課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(制定理由)

指定管理者の候補者の選定のため、別府市指定管理候補者選定委員会を設置することにつき必要な事項を定めるため、要綱を制定しようとするものである。